

法第34条第6号審査基準

1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、中小企業高度化資金の貸付けを受けられる見込みが明らかな者であること。

2 開発区域

開発区域は、都市計画法第6条の2又は第18条の2に規定する方針等に基づいて作成した土地利用に関する計画等で、立地が可能とされる区域であること。

3 予定建築物の用途等

予定建築物の用途等は、埼玉県と中小企業総合事業団が一体となって助成する、中小企業高度化資金の貸付けを受けて行う中小企業の事業の共同化又は工場、店舗等の集団化に寄与する事業に供する建築物又は第一種特定工作物であること。

4 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

- ① 用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。
- ② 用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

附則 この基準は平成15年8月1日より施行する。

附則 この基準は平成19年11月30日より施行する。

附則 この基準は平成25年8月1日より施行する。